

特殊建築物定期報告調査業務仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 特殊建築物定期報告調査業務
2. 施設概要
 - (1) 施設名称 宇和島市介護老人保健施設オレンジ荘
 - (2) 敷地の場所 宇和島市吉田町北小路甲184番地3
 - (3) 施設用途 介護老人保健施設
 - (4) 建築面積 1,115.92 m²
 - (5) 延べ面積 3,220.03 m²
 - (6) 建築物の構造 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造
 - (7) 建築物の階数 4階（一部3階）
 - (8) 竣工年 当初：平成3年8月 増床改築：平成16年3月

II 業務仕様

建築基準法第12条に基づく定期報告の調査業務

1. 調査業務の内容及び範囲

(1) 業務の範囲及び内容

- ・ 建築定期検査業務
- ・ 建築定期調査報告書、概要書、調査結果表作成業務
- ・ 建築設備定期検査業務
- ・ 建築設備定期検査報告書、概要書、検査結果表作成業務
- ・ 防火設備定期検査業務
- ・ 防火設備定期検査報告書、概要書、検査結果表作成業務

(2) 調査・検査資格者

- ・ 一級建築士若しくは二級建築士又は法定講習の修了者で国土交通大臣から資格者証の交付を受けたもの

(3) その他、注意事項

- ・ 調査は、関係法令、平成20年国土交通省告示第282号（改正：平成20年国土交通省告示第414号、平成26年国土交通省告示第1073号、平成27年国土交通省告示第258号、平成28年国土交通省告示第703号）等により実施すること。
- ・ 外壁調査は目視調査に加え、手の届く範囲についてはテストハンマーによる打診調査を行う。その他の範囲については赤外線装置（赤外線カメラドローンを含む。）による調査を原則とし、日射条件や設置条件等の理由で赤外線調査が困難な部分については、ロープアクセスで打診調査を行う。ただし、採用する調査方法は発注者と受注者の協議によるものとし、必要に応じ業務委託料の変更を行うこととする。

- ・ 検査に必要な機器類等は、受託者において準備するものとする。

(4) 委託期間

契約締結の翌日 より 令和8年10月23日とする。

(5) 適用基準等

- ・ 特殊建築物等定期調査業務基準 最新版
(日本建築防災協会)
- ・ 建築設備定期検査業務基準書 最新版
(日本建築設備・昇降機センター)
- ・ 防火設備定期検査業務基準 最新版
(日本建築防災協会)

※ 市販の図書は、受託者にてそろえること。

(6) 資料の貸与及び返却

当荘が保有する資料は、無償で貸与する。ただし、万一資料に損傷を与えた場合には、責任をもって修復すること。

業務完了後は、資料の内容を確認し、速やかに返却すること。

図面等はデータ提供が行えない物もあるので留意すること。

貸与場所	宇和島市介護老人保健施設オレンジ荘
貸与時期	契約後
返却場所	貸与場所に同じ
返却時期	業務終了後

(7) 成果物の提出場所 宇和島市介護老人保健施設オレンジ荘

1. 成果物、提出部数

・ 下記成果物をファイル製本したものを提出のこと。

成果物		部数	摘要	
特殊建築物定期報告調査業務	建築	・ 建築定期調査報告書	2	指定様式による
		・ 調査結果表 (カラー写真を含む)	2	指定様式による
		・ 建築定期調査報告概要書	2	指定様式による
	・ 建築	・ 建築設備定期検査報告書	2	指定様式による
		・ 検査結果表 (カラー写真を含む)	2	指定様式による
		・ 建築設備定期検査報告概要書	2	指定様式による
	設備	・ 防火設備定期検査報告書	2	指定様式による
		・ 検査結果表 (カラー写真を含む)	2	指定様式による
		・ 防火設備定期検査報告概要書	2	指定様式による
	検査	・ その他、報告に必要な書類一式	2	指定様式による
業務	上記成果物の電子データ	1	CD-R等	

3. その他

この仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、または記載されていない事項については、協議のうえ決定する。

法令等の改正された場合は、これに適合した調査・検査を実施すること。